

第13959号

千葉県報

定期
令和6年7月26日

主 告 示 要 目 次

土地改良区定款の変更認可

千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

知事管理漁獲可能量

海区漁業調整委員会指示

千葉海区漁業調整委員会指示第二百四十六号

公 告 報

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（三件）

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区清算人の就任

土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧

特 定 調 達 公 告

入札公告（三件）

落札者等の公告

告 示

千葉県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市米沢安久谷土地改良区の定款の変更を令和六年七月十八日付で認可した。

令和六年七月二十六日

千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年七月二十六日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百九十二号

千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県土地改良事業補助金交付要綱（昭和五十九年千葉県告示第八百十五号）の一部を次のように改正する。

千葉県農業基盤整備促進事業の目農業水路等長寿命化・防災減災事業の節中別表十三の項農業基盤整備促進事業の目農業水路等長寿命化・防災減災事業の節中

「(三)ため池防災環境整備
対策・監視・管理体制を強化及び減災対策の実施に限る。」

「(四)ため池の保全・避難

「(五)ため池の保全・避難

「(六)ため池防災環境整備

「(七)危機管理対策（ため

池に係るものに限る。）

「(八)ため池の保全・避難に、「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

「を含む」を「及び旧農

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県土地改良事業補助金交付要綱の規定は、令和六年度分の予算に係る補助金から適用する。

業用ため池の廃止を含むに改め、「特定農業用管水路等特別対策に限る」の下に「。」及び危機管理対策（ため池に係るもの）を除くを加え、同表十六の項中「七十パーセント」を「七十一パーセント」に、「七十五パーセント」を「七十六パーセント」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県土地改良事業補助金交付要綱の規定は、令和六年度分の予算に係る補助金から適用する。

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和六管理年度（令和六年七月一日から令和七年六月三十日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

令和六年七月二十六日

千葉県告示第三百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和六管理年度（令和六年七月一日から令和七年六月三十日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

令和六年七月二十六日

千葉県知事 熊谷俊人

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準

二 知事管理区分に配分する数量

知事	管	理	区	分	配	分	す	る	数	量
千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業					現行水準					

海区漁業調整委員会指示

千葉海区漁業調整委員会指示第二百四十六号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年七月二十六日

千葉海区漁業調整委員会会長 石井春人

一 次の1から3までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行つてはな

らない。

1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 天面漁港合せ灯標柱

イ 北緯三五度三分五〇秒、東経一四〇度五分二〇秒の点

ウ 北緯三五度四分一〇秒、東経一四〇度六分の点

エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱

2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 漁業権基点南七十三号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)

イ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一二分四〇秒の点

ウ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一四分二〇秒の点

エ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一五分五〇秒の点

オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一七分四〇秒の点

カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一八分一〇秒の点

キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒の点

ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一九分四〇秒の点

ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二〇分三〇秒の点

コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度二〇分五〇秒の点

サ 北緯三五度七分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点

シ 北緯三五度八分三〇秒、東経一四〇度二三分の点

ス 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点

セ 北緯三五度一〇分、東経一四〇度二一分五〇秒の点

ソ 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二三分四〇秒の点

タ 北緯三五度一一分、東経一四〇度二四分四〇秒の点

チ 漁業権基点南七十九号の一(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)

3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径一二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域

ア 北緯三五度四一分五三秒、東経一四〇度四五分四〇秒の点(磯見川河口中心点)

イ 北緯三五度三九分四〇秒、東経一四〇度四七分四〇秒の点

ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東経一四〇度四四分一〇秒の点

エ 北緯三五度二九分五〇秒、東経一四〇度四八分五〇秒の点

二 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たつては、基準内の量を使用する場合であつても

必要最小限の量としなければならない。

1 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市剣崎灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、一人一日当たり三キログラム以内

2 以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内

三 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

四 この指示の有効期間は、令和六年八月一日から令和七年七月三十一日までとする。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。

その届出は、令和六年七月二十六日から十一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月二十六日から十一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年七月二十六日

千葉県知事 熊谷俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

流山おおたかの森S・CANNELEX2

流山市おおたかの森西一丁目一三番五号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐

東京都世田谷区玉川三丁目一七番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

角上魚類株式会社 代表取締役 柳下浩伸ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

埼玉県さいたま市岩槻区美園東二丁目一六番地五号ほか

5 変更年月日

令和五年二月十五日、同月二十八日及び同年五月一日

二 届出年月日

令和六年二月二十日